



暮らしの窓口

戸籍の届出

問 町民課 ☎232-4914

このようなとき	届出期間	必要なもの
子どもが生まれたとき (出生届)	生まれた日から14日 以内(当日も含まます)	<ul style="list-style-type: none"> ● 出生届書(医師などの証明した出生証明書が添付されたもの) ※届出人欄の署名は、必ず父または母が記入してください ● 届出人の本人確認書類(免許証やマイナンバーカードなど) ● 母子健康手帳
死亡したとき (死亡届)	死亡の事実を知った日 から7日以内(当日も 含まます)	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡届書(医師の証明した死亡診断書または死体検案書が添付されたもの)
結婚するとき (婚姻届)	期間の定めはなく、届 出日が婚姻日になりま す(ただし、外国の方 式を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ● 婚姻届書(届書中の証人欄に成年者2人の記入が必要) ● 夫妻それぞれの戸籍謄本(本籍地が町外の人のみ必要) ● 届出人の本人確認書類(免許証やマイナンバーカードなど) ● 住所変更する場合は、住民異動届が必要です
離婚するとき (離婚届)	<ul style="list-style-type: none"> ● 協議離婚の場合、期 間の定めはなく、届 出日が離婚日になり ます ● 裁判離婚の場合、調 停成立・審判確定・ 和解成立・認諾・判 決確定の日から10 日以内(当日も含み ます) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 離婚届書(協議離婚の場合、届書中の証人欄に成年者2人の記入が必要) ● 夫妻の戸籍謄本(本籍地が町外の人) ● 届出人の本人確認書類(免許証やマイナンバーカードなど) ● 住所変更する場合は、住民異動届が必要です
本籍を移すとき (転籍届)	期間の定めはなく、届 出日が転籍日になりま す	<ul style="list-style-type: none"> ● 転籍届書 ● 戸籍謄本(町内間で転籍する場合のみ不要) ● 届出人の本人確認書類(免許証やマイナンバーカードなど)

※各種届出・証明書発行にかかる本人確認書類については、運転免許証やマイナンバーカードなどお持ちでない場合は、健康保険証、年金手帳(証書)、通帳など2点必要になります。



このようなとき	届出期間	必要なもの
町外から引っ越してきたとき (転入届)	町内に転入した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●届出人の本人確認書類(免許証やマイナンバーカードなど) ●転出証明書(前住所地の市区町村で転出手続き後発行されます) ●外国籍の人は在留カードが必要です ●マイナンバーカード ●代理人が届出をするときは、委任状が必要です ●すでに居住者がいるところに住むときは、同意書が必要です ●届出人の印鑑
町外に引っ越すとき (転出届)	町外に転出することが決まってから14日前から14日後まで(当日も含まれます)	<ul style="list-style-type: none"> ●届出人の本人確認書類(免許証やマイナンバーカードなど) ●印鑑登録証(登録者のみ) ●外国籍の人は在留カードが必要です ●代理人が届出をするときは委任状が必要です ●届出人の印鑑
町内間で引っ越すとき (転居届)	町内で転居した日から14日以内(当日も含まれます)	<ul style="list-style-type: none"> ●届出人の本人確認書類(免許証やマイナンバーカードなど) ●マイナンバーカード ●外国籍の人は在留カードが必要です ●代理人が届出をするときは、委任状が必要です ●すでに居住者がいるところに住むときは、同意書が必要です ●届出人の印鑑
世帯主を変更するとき (世帯主変更届)	届出をされた日から変更	<ul style="list-style-type: none"> ●届出人の本人確認書類(免許証やマイナンバーカードなど) ●代理人が届出をするときは、委任状が必要です ●届出人の印鑑 ●新世帯主と旧世帯主の署名のある同意書が必要です

※転居や転入をする場合、新しい居住地に住民票の登録をしている人がいるときは、新しい居住地の世帯主が記入した「同居承認届」が必要です。

※国外から転入する場合は、日本国籍を持つ人は「パスポート」、「戸籍謄本」、「戸籍の附票」が必要です。外国籍の人は空港などで発行された「在留カード」、「パスポート」が必要です。パスポートに入国のスタンプがない場合は、入国した際の「搭乗券」などが必要です。

※マイナンバーカード(有効期限内の暗証番号が付与されているもの)を使って転出届などの「引越しワンストップサービス」を利用できます。詳しくは、デジタル庁のホームページをご確認ください。
(https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service/)



各種証明

種類	必要なもの	手数料	その他
戸籍謄本 (戸籍全部事項) 戸籍抄本 (戸籍個人事項)	●本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)	戸籍謄(抄)本 1通 450円 除籍謄(抄)本 1通 750円	▶町内に本籍がある人(あった人)のみです ▶本人および配偶者、直系尊属・卑属以外の人からの申請のときは、委任状が必要です ▶郵送での取り寄せもできます
戸籍附票 (全部・一部)	●本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)	1通 300円	▶町内に本籍がある人(あった人)のみです ▶郵送での取り寄せもできます
身分証明書	●本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)	1通 300円	▶町内に本籍がある人のみです ▶本人以外の申請のときは、委任状が必要です ▶郵送での取り寄せもできます
受理証明書	●本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)	1通 350円 (上質紙1,400円)	▶本町に戸籍届を提出された人 ▶届出人以外の申請は認められません
住民票の写し (世帯全員・一部) 住民票記載事項証明書 (世帯全員・一部)	●本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)	1通 300円	▶本人および同一世帯の人以外からの申請のときは委任状が必要です ▶郵送での取り寄せもできます
印鑑登録証明書	●印鑑登録証	1通 300円	▶印鑑登録証を持参していないときは、交付できません



社会保障・税・災害対策の分野で利用され、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現、行政の効率化を目的として12桁のマイナンバーが一人ひとりに付番されました。

12桁の番号は漏えいの恐れがある場合を除き、生涯利用する番号となります。

▶マイナンバーカードとは？

マイナンバーカードとは、マイナンバー(個人番号)が記載された、顔写真やICチップが付いたカードです。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-TAXなどの電子証明書を利用した電子申請など、様々なサービスにもご利用いただけます。また、初回の発行手数料は無料です。

マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードの申請方法は以下の通りです。なお、申請してからマイナンバーカードの受け取りまで、約1カ月程度かかります。詳しくはお問い合わせください。

郵送による申請

申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼り付けて下記送付先へ郵送。

(送付先)

〒219-8732 日本郵便株式会社 川崎東郵便局
郵便私書箱第2号 地方公共団体情報システム機構
個人番号カード交付申請書受付センター宛

町民課窓口での申請

申請書と顔写真(縦4.5cm、横3.5cm)、通知カード、本人確認ができる書類を持参して申請。写真がない場合は町民課で撮影することもできます。

パソコンによる申請

- ①デジタルカメラなどで顔写真を撮影して申請するパソコンに保存。
- ②申請用WEBサイト(<https://net.kojinbango-card.go.jp>)にアクセスし、メールアドレスなどを登録。
- ③登録したメールアドレス宛に通知される申請者用の申請用WEBサイトにアクセス。
- ④画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信。

スマートフォンによる申請

- ①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影して保存。
- ②交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスし、メールアドレスを登録。
- ③登録したメールアドレス宛に通知される申請者用の申請用WEBサイトにアクセス。
- ④画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信

必要書類

- 申請書(窓口で発行できます)
- 通知カード
- 印鑑(郵送での申請の場合)
- 顔写真
- 本人確認ができる書類(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)

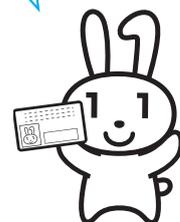


ICチップにはインターネットでログインする時や、データなどを送信する時に、**あなたであることを証明する電子証明書**が入っています！

券面に記載されるのは、
表面には**氏名、住所、生年月日、性別、本人の顔写真**。
裏面は、**マイナンバーのほか、氏名、生年月日**も載っています。



マイナンバーカード1枚で
マイナンバーの確認と
身元確認が同時にできます！



マイナンバーカード電子証明書

インターネットを通じて行政などの申請、届出を行うことができるサービスです。

電子証明書の有効期限は、5回目の誕生日またはマイナンバーカードの有効期限のうちの短い方です。

用途に応じて2つの電子証明書を利用することができます。ただし、交付を受けてから5回目の誕生日までに更新手続きが必要です。

▶署名用電子証明書

インターネットなどを利用して国の機関や地方公共団体などへオンライン手続きをするときに、文書が改ざんされていないことの確認および本人確認に使う電子証明書です。(15歳未満、成年被後見人は発行不可)

▶利用者証明用電子証明書

コンビニ交付やマイナポータルなどへログインするときの本人確認に使う電子証明書です。

マイナンバーカードの交付申請時に希望により電子証明書を搭載することができます。後日、電子証明書の搭載を行なう場合は、本人がマイナンバーカードを持参の上、町民課で申請してください。

電子証明書を発行するには

必要なもの

- マイナンバーカード
- 印鑑
- 手数料 初回のみ無料(2023年3月現在) 200円(マイナンバーカードの再発行時に搭載する場合)

日本国籍を有し、町内に住民登録している人は、町民課の窓口で旅券(パスポート)の申請や受け取りをすることができます。

申請時間 平日(開庁日)午前9時～午後4時30分

交付時間 平日(開庁日)午前9時～午後5時

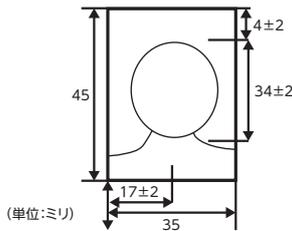
申請できる人

- 町に住民登録している人
- 学生や単身赴任など、県外に住民登録していて一時的に町にお住まいの人
(居所申請ですので、事前にご相談ください。)

交付予定日 役場閉庁日を除いて申請の日から9日目以降
※旅券(パスポート)は本人でなければ受け取ることができません。

申請に必要な書類

種類	備考
①一般旅券発給申請書	● 10年用もしくは5年用 ※18歳未満の人は、5年用のみ
②戸籍謄本1通 (発行日から6カ月以内のもの) ※本籍地のある市区町村役場で取得してください。	● 有効な旅券をお持ちの人で、氏名、本籍の都道府県に変更がない場合は、省略できます。 ● 同一戸籍内の人が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で申請できます。
③写真1枚 (6カ月以内に撮影されたもの)	● 左の寸法を満たしており、ふちなし、正面向き、無帽、無表情、無背景で目と輪かくが鮮明なもの。白黒可。 ※規格に合わないもの、ふさわしくないものは、撮りなおしをお願いすることもあります。 ※できるだけ専門の写真店で、パスポート用と指定して撮影してください。
④申請者本人を確認できる書類 (有効な原本を提示してください) ※コピー不可	● 1点で本人確認できるもの 有効な日本国旅券(失効後6カ月以内のものも含む)、運転免許証など ● 2点必要なもの 健康保険証、子ども医療費受給者証、年金証書(手帳)など
⑤前回発行の旅券	● 有効な旅券をお持ちの人は、有効旅券を提出しないと申請できません。 ● 期限切れでもお持ちください。



代理申請について

申請は代理ですることができます。

①申請書へは本人による署名、委任申出書の記入が必要です。あらかじめ、申請用紙を受け取りにお越しください。

※申請用紙は町民課においてあります。

②申請時には、申請者と代理人それぞれの本人確認の書類が必要です(有効な原本で、コピー不可)

旅券の受領と手数料

年齢に関係なく、必ず本人がお越しください(代理による受領はできません)。

受領の際には、収入印紙と熊本県収入証紙を購入していただきます(熊本県収入証紙は役場で販売しています)。

申請した旅券は、交付予定日以降できるだけ早く受け取りにお越しください。6カ月以内に受領がなかった旅券は失効します。(次回の再作成時には通常の手数料に6千円追加納付が必要です)

申請の種類	収入印紙	熊本県収入証紙	合計
10年旅券	14,000円	2,000円	16,000円
5年旅券	9,000円	2,000円	11,000円
12歳未満(5年)	4,000円	2,000円	6,000円

申請に係る注意事項は、お問い合わせください。

令和5年3月27日からマイナンバーカードを持っている人は、旅券の電子申請ができるようになります。詳しくは、外務省ホームページをご覧ください。

区分	必要なもの	手数料
本人が申請する場合	(顔写真が貼付してある本人確認書類をお持ちの人) ●登録する印鑑 ●本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど顔写真が貼付してある公的機関発行のもの) (顔写真が貼付してある本人確認書類をお持ちでない人) 1 回目来庁時(当日登録はできません) ●登録する印鑑 (申請により、郵便で照会書兼回答書を本人宛に送付します) ●本人確認書類 2 点(健康保険証、年金手帳(証書)など) 2 回目来庁時 ●照会書兼回答書 ●登録する印鑑 ●本人確認書類 2 点(1 回目来庁時と同じもの) 詳しくは町民課へお尋ねください。	登録手数料(再登録含む) 300円
代理人が申請する場合	詳しくは町民課へお尋ねください。	

※次のような人は登録できません	※次のような印鑑は登録できません
<ul style="list-style-type: none"> ●15歳未満の人 ●意思疎通ができない人 ●本町以外に住民登録をしている人 	<ul style="list-style-type: none"> ●氏名以外をあらわしているもの ●ゴム印など変形しやすいもの ●印影が不鮮明なもの、文字の判読ができないもの ●印鑑が欠けているものや外枠がないなど、登録する印鑑として適当でないもの ●同一世帯の人がすでに登録している印鑑または同じ印影のもの



▶開庁日・時間

毎週日曜日(年末年始の12月29日～1月3日を除く)
午前9時～午後1時

▶開庁場所

役場本庁舎1階町民課窓口

▶利用できるサービス一覧

担当課	取り扱う事務の内容
町民課	●住民票の写しの交付 (広域交付住民票を除く)
	●住民票記載事項証明の交付
	●印鑑登録 ※注
	●印鑑登録廃止
	●印鑑登録証明書の交付
	●住民票コード証明の交付
	●住居表示変更証明の交付
	●本籍地表示変更証明の交付
	●現在の戸籍謄本・抄本証明の交付 (除籍を除く)
	●戸籍附票の写しの交付
町民課 預かり のみ	●児童手当現況届
	●ひとり親家庭等医療費助成申請・請求書
	●重度心身障害者医療費助成申請書
	●子ども医療費一部負担金請求書
	●人間ドック健診申込兼補助金交付申請書
	●後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書
	●後期高齢者医療高額療養費支給申請書
	●後期高齢者医療療養費支給申請書
	●後期高齢者医療特定疾病認定申請書

担当課	取り扱う事務の内容
町民課 預かり のみ	●後期高齢者医療高額介護合算療養費等支給申請書
	●後期高齢者医療基準収入額適用申請等各種申請書
	●後期高齢者医療人間ドック健診申込兼補助金交付申請書
	●後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書
	●総合検診・がん複合健診申込書
	●高額介護(予防)サービス費給付申請書
	●家庭介護用品購入費助成金申請書
●要介護認定申請書(更新のみ)	
税務課	●所得証明書の交付
	●課税証明書の交付
	●所得・課税証明書の交付
	●資産証明書の交付
	●評価証明書の交付
	●公課証明書の交付
	●無資産証明書の交付
	●名寄帳の写しの交付
	●原動機付自転車の標識交付証明書の再交付
	●納税証明書の交付
●軽自動車税納税証明書の交付	

※注 次の場合は日曜の印鑑登録はできません。

- 1 代理人が申請する場合
- 2 本人確認書類を持参していない人
- 3 認知症または心神耗弱などで意思確認が困難な人
- 4 身体障がい者などで町民課のカウンターまで来所することができない人



項目	内容
戸籍の届出	●出生届 ●婚姻届 ●離婚届 ●死亡届 →詳しくは、29ページをご覧ください。
住所の異動	●転入 ●転出 ●転居 ●世帯変更 →詳しくは、30ページをご覧ください。
住民票・戸籍関係証明	●全部事項証明(戸籍謄本) ●個人事項証明(戸籍抄本) ●除籍謄本・抄本 ●住民票の写し →詳しくは、30ページをご覧ください。
印鑑登録	●印鑑登録証・印鑑登録証明書の交付 →詳しくは、30ページをご覧ください。
マイナンバーカード	●電子証明書の更新など →詳しくは31ページをご覧ください。
税関係	●町税に関する証明書の交付 ●原動機付自転車(125cc以下のもの)・小型特殊自動車の登録・廃車 →詳しくは、36～37ページをご覧ください。
国民健康保険	●資格取得・喪失届の受付 ●被保険者証の交付 ●療養費、高額療養費支給申請の受付 ●出産育児一時金申請の受付 →詳しくは、38～39ページをご覧ください。
後期高齢者医療	●高額医療費支給申請書の受付 →詳しくは、55ページをご覧ください。
国民年金	●資格取得・喪失届 ●保険料猶予・免除申請の受付(一般、学生) →詳しくは、40ページをご覧ください。
子育て・教育	●子ども医療費資格取得・異動届の受付 ●子ども医療費助成申請の受付 ●児童手当に関する受付 →詳しくは、43ページをご覧ください。 ●ひとり親家庭等医療費助成申請の受付 →詳しくは、44ページをご覧ください。 ●転入、転出、転居に伴う小中学校転校の手続き →詳しくは、49ページをご覧ください。
福祉関係	●重度心身障害者医療費助成申請の受付 →詳しくは、50ページをご覧ください。 ●家族介護用品購入費助成申請の受付 →詳しくは、51ページをご覧ください。

